#### 文京町キャンパス



# 相談の申込み・お問い合わせ 学生課 学生特別支援室

〒036-8560 弘前市文京町一番地 総合教育棟1階

TEL:0172-39-3266 (内線)3266

FAX:0172-39-3119

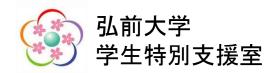
E-mail:g-shien@hirosaki-u.ac.jp

#### 障害のある学生の修学等に関する情報提供や啓発、

個別の相談など、部局や教職員へのサポートも行っています。

お気軽にご相談ください。

# 弘前大学における 障害のある学生への支援について



## 障害のある学生への合理的配慮について

#### 「障害者差別解消法」(平28.4.1施行)に基づく国立大学の義務

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)の施行により、国立大学では以下のことが義務となりました。

- 1) 障害者への不当な差別的取扱いの禁止
- 2) 合理的配慮の不提供の禁止
- 3) 職員対応要領の作成と公表

弘前大学では、教職員が障害を理由とする差別の解消に適切に対応するために必要な事項を定めた「職員対応要領」を、大学のホームページで公表(平28.3.11)しました※。また、障害のある学生の修学や大学生活を支援するために「学生特別支援室」を設置(平28.4.1)しました。

※弘前大学HP⇒大学案内⇒ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領の公表

#### 障害のある学生とは

身体障害、精神障害、発達障害、その他の心身の機能の障害(難病や慢性疾患に起因する障害を含む)があり、障害と社会的障壁によって継続的に修学等に相当な制限を受ける状態にある学生です。

学部および大学院の学生の他に、科目等履修生、聴講生、留学生、研究生なども含まれ、障害者手帳の有無を問いません。

#### 障害を理由とする不当な差別とは

障害のある学生に対して、正当な理由なく、障害を理 由として、以下のように対応する場合が不当な差別に当 たります。

- 1) 直接差別
- 本学が行う活動全般について機会の提供を拒否する
- 2) 間接差別
- 機会の提供において、
- ・場所・時間帯などを制限する
- ・障害のない学生には付さない条件を付ける
- ・配慮の申請があったにもかかわらず合理的配慮を提供しない

#### 社会的障壁とは

障害のある学生の修学や大学生活にとって障壁 (barriers)となる物理的環境(利用しにくい設備など)、制度、慣行、(障害のある学生の存在を意識していない種々の手続きや授業方法など)、観念(偏見など)その他一切のものです。

障害のある学生が受ける制限は、本来持っている能力を十分に発揮できない環境や事柄によって生じるものであり、学生個人の問題ではありません。

#### 合理的配慮とは

障害のある学生から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合、負担になりすぎない範囲で社会的障壁の除去のために行う変更や調整のことです。その内容は具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性が高いものです。

合理的配慮は、障害のある学生が障害のない学生と 対等に権利を行使するために必要な変更・調整であり、 物理的環境の配慮、意思疎通への配慮(授業等での情報保証を含む)、ルール・慣行の柔軟な変更などが含まれます。

なお、成績評価の基準を下げる、授業の到達目標を 達成していないにもかかわらず合格にするといった公平 性を損なうような対応を求めるものではありません。

### 障害のある学生への支援のために

#### 1. 学生特別支援室が担う支援活動

学生特別支援室における支援

で 障害のある学生(関係する教職員・家族を含む)からの相談業務 ○ 必要な合理的配慮を実現するためのコーディネート業務

学生特別支援室では、面接の中で学生や関係者の抱える不安・心配を受け止め、助言を行ったり、必要な合理的配慮の実現につなげるなどの支援を実施するほかに、以下のような活動を通して全学的な支援体制づくりを目指していきます。

教職員への助言

- 家族との連携や家族への
- 関係部署や教職員との連携・

- 全学及び部局等のFD等を 通しての広報・啓発活動
- 他機関・他大学等との連携

#### 2. 障害の種別に応じた合理的配慮の例

障害のある学生への合理的配慮は、左ページで述べたように多様で個別性があります。障害の種別に応じた配慮の代表的なものは、以下のようになります。配慮の内容や方法は、障害のある学生と学生特別支援室および関係する部局等(授業担当者、事務職員等)間の建設的な話し合いによって決定され、これを関係する部局等が実施します。

- 視 覚 障 書 資料等の電子データ化やそれらの点訳・音声変換、拡大読書機や照明器具の使用等
- 聴 覚 障 書 ノートテイク、授業内容の視覚化(レジュメ等)、話し方の配慮等
- ○肢体不自由 車椅子スペースの確保、移動や作業に時間がかかる点への配慮、紙媒体を電子媒体にする等
- 内 部 障 書 → 入院や通院に伴う欠席への配慮、実技の代替え課題の用意、途中退室・休息の許可等
- 発達障害 注意事項等の文書による伝達、レポート提出期限への配慮、休憩場所の確保、別室受験等
- ◆教職員と連携し、障害学生のためのより良い支援を具現化していきます。ぜひご利用ください